

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、嶋田委員長、加藤委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第117回個人情報保護委員会を開会いたします。

まず初めに、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づき、8月28日に開催した第116回個人情報保護委員会の審議の結果を事務局より報告願います。

○青山総務課長 第116回個人情報保護委員会の報告をいたします。

議題は「『デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）』に関する当委員会の考え方について」でございます。当該議題について御審議いただき、原案のとおり決定いたしました。

報告は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は5つです。

議題1「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（漏えい報告の在り方関係）」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、資料1に基づきまして、「個人情報保護を巡る国内外の動向」といたしまして、漏えい報告等の在り方関係について御説明させていただきます。

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関しましては、この7月にパブリックコメントの結果につきまして御報告を差し上げたところですが、改めて個別の論点について御説明を差し上げるものです。

まず、各国における漏えい報告の在り方に関する調査について御報告をいたします。異なる状況にある法域を所管する複数の当局に対して、現地訪問によるヒアリング等を実施しましたので、主な調査結果について御説明いたします。

漏えい報告を義務化する意義について、国際的な潮流や事業者間の不平等の解消といった主な回答に加え、義務化に備え、事業者内で安全管理体制の見直しが進むとともに、漏えい報告をもとに当局が必要な指示、注意喚起等を行うことが可能になるため、国全体として安全管理のレベルが上がるといった回答がありました。

また、2点目として漏えい報告義務化に当たり議論した点として、特に多く聞かれたのが②に書いております漏えい報告の要否の基準の設定要否及び内容についてです。議論に際しては、他の法域や事業者にヒアリングをしたといった例が多く聞かれました。

また、3点目の漏えい報告義務化に向けて実施した対策についてですが、4点目の義務化後の変化にも記載をしておりますとおり、義務化後は報告件数等が増加するといったよ

うな状況を踏まえ、監督機関内では専用部門の新設等、効率的に報告に対応するための対策がとられており、また、事業者に向けては周知活動に努めておりました。特に報告のしきい値、軽減措置等の基準に関しては、その要否等を判断する際に参考となるように具体例を多く盛り込んだガイドラインを作成し、広く一般に周知するといった例が多く見られました。

そういったガイドラインの参考例としまして、次ページからシンガポール及びオーストラリアについて、一部内容を要約したものを記載しております。それぞれ基準を当てはめる際に参考となる具体例や、考慮要素が説明されている内容のものとなっております。

また、国際機関で漏えい報告等に対する調査が行われておりますので、その状況について御説明をします。

8ページに書いておりますOECDとICDPPCが共同で、昨年からの漏えい報告をテーマとした予備調査を実施しており、その予備調査の結果を踏まえた本調査を今年度も実施しているところです。

国際的な執行機関ネットワークであるGPENでは、毎年統一テーマを決めて各加盟当局が管轄内の事業者に対し、一斉調査をしているところですが、本年は漏えい報告がテーマとして選定されているところです。

続きまして、11ページ以降で国内法令に関する御説明をいたします。

今回は、個人情報の漏えい等報告等に関する法令だけではなく、類例といたしまして重要インフラに関する法令で事故報告を定めているものや、リコールに伴う報告制度を定めている法令につきましても、参考としてまとめております。大まかな傾向といたしましては、報告の対象となる事案につきまして範囲の限定をする等、一定の軽減措置を講じているものが多いといった状況になってございます。

個別の内容について御説明いたします。

個人情報保護法につきましては、11ページ目で御紹介しておりますが、告示に基づく制度として、漏えい等報告を定めているところです。制度の趣旨につきましては、上から5つ目の欄に記載しておりますが、基本的には二次被害の防止や類似事案の発生回避等の観点となっており、漏えい報告等を行うべき相手方といたしましては、その上の欄にありますが、個人情報保護委員会及び影響を受ける可能性のある個人情報の本人に対して行うことも求めています。

下から4つ目の欄で、漏えい報告等を行うべき期限について記載しておりますが、個人情報保護委員会に対するものにつきましては、速やかに報告するように努めること、個人情報の本人に対しましては、速やかに本人に連絡し、また、本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましいとされているところです。

なお、個人情報保護委員会への報告につきましては、軽減措置といたしまして、下から3つ目の欄ですが、高度な暗号化が施されているなど、実質的に個人データが外部に漏えいしていないと判断される場合につきましては報告が不要となっているところです。

続きまして、マイナンバー法です。

マイナンバー法につきましては、法律に基づく制度といたしまして、マイナンバーの漏えいその他マイナンバーの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に対する漏えい報告を定めているところです。こちらは一番左側の欄のところにありますが、それに加えて右側の2つの欄がありますが、告示等に基づく制度といたしまして、漏えい事案、その他マイナンバー法違反の事案等につきまして、個人情報保護委員会及び影響を受ける可能性のある本人等に対する漏えい報告を定めているところです。

なお、告示に基づく漏えい報告のうち、事業者が個人情報保護委員会に対して行うものにつきましては、下から3つ目の欄でございますけれども、従業者が100名以下の場合であって、実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合等、一定の要件を満たす場合には報告不要となっているところです。

このほか、13ページ目以降で事故報告等に係る制度につきまして、電気通信事業法、電気事業法、消費者生活用製品安全法の例をまとめております。電気通信事業法では、総務省に対する報告を要する場合は法令で定める重大事故の場合に限定しているところです。こちらは上から6個目の制度の対象となる事案の欄で書いているところです。

また、消費生活用製品安全法でも内閣総理大臣に対する報告を要する場合は、重大製品事故が発生した場合に限定しているところであり、所管官庁に対する報告を要する場合につきまして、一定の絞り込みを行っているところです。

なお、消費生活用製品安全法では、リコール制度に鑑みまして別途努力義務といたしまして一般消費者の方への情報提供の義務を課しているところです。

今後、今回の検討におきまして漏えい等報告を検討していく場合には、国際的な動向に加えまして、今申し上げたような、国内他法令の例を参考にしていく必要があると考えているところです。

私からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御質問、御意見を申し上げます。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 漏えい報告の在り方の関係は、パブリックコメントでもかなり関心と呼んだところだと承知しております。それで、漏えい報告自体は事務局の御説明にもあるように国内外を問わずと申しますか、国際的潮流でもあり、事業者間の平等不平等という問題もあり、更に国全体の個人情報保護法制のレベルを上げるという意味から、あえて国際的な流れに抗する必要もない。義務化の方向で検討すればよろしいのではないかと考えております。

ただ、そのときに諸外国の法令とか、今、御説明いただいた国内のほかの法令を見ても、義務化の対象について、色々な工夫がされているということです。

つまり、一定の軽減措置等を設けている例もあるし、そもそも報告を要する場合を限定

している例もあるということです。

そこで、例えば報告について、まず要否を考えるという第一段階があって、必要であるとして、その必要性については何らかのしきい値等を設ける必要があるのかということが論点となるのだらうと思います。

また、しきい値等を設ける場合には、単なる数字の議論だけではなくて、情報の性質とか被害の重大性とかというので、数字プラス他の要素も組み合わせて類型化をすることも可能ではないかと思います。

いずれにせよそういうわけで、何らかの軽減措置について今後検討していくことは必要ではないかと私は思います。

もう一つの論点として、報告の期限ですけれども、ここは今後もう少し検討を深める必要がある論点なのかなと思っています。つまり、日数の明示ということでは、行政手続法とか行政手続条例の標準処理期間等が有名ですけれども、日数を明示してしまうと一つの目安にすぎないといってもその数字に寄ってしまうわけですね。さらには、別の方法として、目安を設けておいて、例外的にそれより早くする、遅くするという組み合わせもあるかもしれません。

そういうわけで、ここはスムーズに運用していただくために、事業者の側もまた報告を受ける側も実務上、対応可能な形が一番いいわけで、そのモデルをもう少し考えていいのかなと。ですからどういった形がいいかという議論を、今後さらに一段と深めていけばよろしいのではないかと思います。以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

では、宮井委員、よろしく申し上げます。

○宮井委員 私からは漏えい報告の義務化による負担という観点でコメントしたいと思います。

この漏えい報告の義務化というのは、国際的な潮流でもありますし、この方向で対応していくのだらうと思いますが、事業者側にとっても一定のメリットはあって、先ほど、御指摘のあった事業者間の不平等の解消や、報告の義務化によって社内の管理体制をもっと強化しないといけないという動きも出てきますので、事業者の安全管理措置のレベルは上がっていくと思います。結果、国全体の安全管理措置のレベルも上がっていくということで、やはりこの多面的な意義があると私は思います。

ただ、一方で、事業者側にも一定の負担が生じてくるということは否めないと思いますし、また、報告案件が増えることも容易に想定できることですので、当委員会にとっても新たな体制整備をしなければいけない等、いろいろなことが発生してくると思います。

事業者側が混乱しないように漏えい報告の要否の基準ですとか、報告の期限の設定ですとか、何らかのガイドラインのようなものを設置して、事業者側が対応しやすいように実務的な対策も合わせて行うことが重要ではないかと思います。以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

それでは、私からも一言申し上げます。

当委員会は執行案件でも諸外国との協調が必須であると考えています。また、1月の委員会でも申し上げましたが、世界的趨勢を踏まえて、制度を検討していくことも重要だと考えます。

漏えい報告の義務化については、パブリックコメントでは不要という意見も多くありました。しかし、漏えい報告を義務化することは本人、事業者、監督機関それぞれにとって多くの意義があり、報告にもありましたとおり、今や国際的な潮流にもなっています。

まずは、軽減措置などを設けつつ、漏えい報告を義務化する方向で引き続き具体的な検討に入っていきたいと考えております。

それでは、修正等の御意見がないようですので、資料について原案のとおり公表したいと思えます。公表のほう、よろしく願いいたします。

続きまして、議題2「認定個人情報保護団体からの認定業務の実施に関する報告結果及び今後の対応」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 「認定個人情報保護団体からの認定業務の実施に関する報告結果及び今後の対応」について、資料2に基づいて御説明申し上げます。本議題は、6月28日の第110回委員会において御審議いただきました、「認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施について」の継続課題になります。

当委員会では、認定個人情報保護団体が認定業務の適正な実施を行っているのかについて、平成30年12月に報告を求めましたところ、ナノライセンス結婚専科システム協議会及び特定非営利活動法人検定協議会の2団体からは、不適合とする項目に対する改善方法及び改善予定時期等について、明確な回答が得られませんでした。この点については、6月28日の第110回委員会において御報告したとおりです。

その後、当委員会から当該2団体に対して「認定業務の適正な実施に関する報告について」を7月1日付で発出し、改めて7月19日までに報告を求めました。

これに対して、ナノライセンス結婚専科システム協議会からは、不適合が解消した旨の報告がなされ、事務局においても解消された旨の確認を行っております。一方、特定非営利活動法人検定協議会については、不適合は解消しておりません。これより、検定協議会への主な報告要求内容及び団体の反応について御説明させていただき、その後、今後の対応方針について御議論、御審議をいただきたく存じます。

まず、主な報告要求内容についてですが、経理的基礎について、過去2年間の状況がわかる書類及び今後3年程度における収支の見込み及びその算出根拠を求めています。

それに対して団体の反応が、7月16日に当委員会に報告の書簡が到着いたしまして、その報告書簡に添付された財務諸表において、本協議会が債務超過の状態に継続してあることが認められ、また、認定業務を相当期間維持することが可能な経営状態にあることを示

す経理的基礎も、示されていませんでした。その後、本協議会側に再三説明及び合理的な対応を求めるも、本協議会からは具体的な対応案は示されませんでした。なお、本協議会はみずからの対象事業者を示していないほか、認定個人情報保護団体連絡会にも平成28年度以降参加していないなど、認定団体としての実質的な活動は行っていません。

次に、今後の対応ですが、本協議会が法第49条第2号に規定する「業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する」という認定基準に適合しないことは、今回報告にありました債務超過の状況を鑑みるに明らかです。また、事務局から再三説明及び合理的な対応を求めても、本協議会が対応しない状況にあることに鑑みれば、仮に法第57条の規定に基づく命令を行ったとしても、本協議会がこれに従うとは考えにくいと思います。このため、法57条第1項第2号の規定に基づき、認定の取消処分を行うこととし、同条第2項の規定に基づき、官報において公示することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。御議論、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告及び今後の対応方針について、御質問、御意見をお願いいたします。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 今、御報告を伺って、意見を申し上げたいと思います。

今回の追加の対応によって、一つの団体については、不適合項目の是正につながったということですので、それは良かったということになると思いますが、もう一つの団体に関しては、今の御報告にありましたように、業務を適正に行うに足りる経理的基礎を有するとは到底評価できないわけですので、すると我々としてはやはり今回取消し第1号にせざるを得ないだろうと思います。

認定個人情報保護団体に関しては、我々には、認定団体が一定程度のベースとなる質を確保していることを要請されているのだと承知しておりますので、今、事務局から御説明のあった方針で良いと考えます。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますか。よろしいですか。

先ほど、丹野委員からもございましたが、経理的基礎は法の定める認定基準の一つであり、検定協議会が認定基準を満たしていない状況は看過できません。

また、事務局の説明に鑑みれば、法第57条の規定に基づく命令を行ったとしても、当該団体がこれに従うとは考えにくいと言わざるを得ません。当該団体については、対応方針のとおり、命令を経ずに認定を取り消すこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に反対の御意見はありませんので、原案のとおり決定します。事務局において官報掲載等の所要の手続を進めてください。よろしく申し上げます。

次に、議題3「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法

律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題3につきまして、御説明申し上げます。

第110回委員会で御審議をいただきましたが、本件は成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされないよう、法律の改正を受け、行政機関非識別加工情報等の提案者としての欠格事由に関し、委員会規則において個別審査規定を設けることとしたものです。

今回は、7月1日から7月31日までの1か月間、意見募集を行い、6名の個人の方から延べ26件の御意見をいただきました。今回の意見募集に直接関係があると思われる御意見は3件ございました。その他23件は、本意見募集の対象外の内容でした。

このうち、1つ目及び2つ目の御意見につきましては、整備法の趣旨に従ったものと認められるので賛同するという趣旨のもの、また、障害者権利条約が要請する方向に合致をし、自己決定の権利の拡大につながるものと思われることから、改正案に賛同するという趣旨のものでございました。

3つ目の御意見では、修正案をいただいております。しかし本案は、御意見で御提示をいただきました「心身の状況によって」ではなく、身体障害のあることを欠格要件から除くために「精神の機能の障害により」としているものです。その上で、提案者自らが提案する事業を適正に行うに当たって必要な「認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと」ができる者を、提案できることとし、実質的な欠格要件を規定するものです。このため、原案どおりとすることが適当と考えております。

これらの御意見を踏まえまして、本改正案について御審議の上、御了承いただけましたら、速やかに公布する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を御願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がありませんので、原案のとおり決定します。事務局において官報掲載等の所要の進めを進めてください。よろしく御願ひします。

次の議題は検査関係者以外の方は退席願ひします。

(検査関係者以外退席)

○熊澤委員長代理 それでは、議題4「監視監督について」、事務局から報告を御願ひします。

(内容については非公表)

○熊澤委員長代理 それでは、検査結果を原案のとおり決定します。事務局においては通知書の交付手続を進めてください。

また、検査結果については非公表としますが、指導に関する資料の公表について、適切に対応をしてください。よろしく御願ひいたします。

次に議題5「地方公共団体情報システム機構の全項目評価書について」です。

本議題について、藤原委員は地方公共団体情報システム機構の代表者会議の委員を務めておられることから、個人情報保護委員会議事運営規程第10条の規定に基づき、御退席を願います。

(藤原委員 退席)

○熊澤委員長代理 それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。また、重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

地方公共団体情報システム機構が実施する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、令和元年8月26日付地情機第1455号にて、地方公共団体情報システム機構から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について事務局より概要を説明いたします。

あわせて今回、地方公共団体情報システム機構の評価書については、特定個人情報保護評価に関する規則第15条等に基づく直近の公表日からの5年経過前の評価の再実施であり、リスク対策等に大きな変更を伴わないものですので、並行して事務局で評価書について審査を進めてまいりました。

概要説明に続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性について事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料5-1に基づきまして、全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

まず、評価対象の事務につきましては7ページを御覧ください。評価対象の事務は3つございます。これらの事務につきましては、特に変更はございません。

1つ目は、青枠の個人番号の生成・通知に係る事務。

2つ目は、緑枠の本人確認情報の提供及び保存等に係る事務。

3つ目は、黄色枠の個人番号カードに係る事務になります。

次に、評価の再実施に当たりまして、変更点の概要を御説明いたします。

今回、地方公共団体情報システム機構が5年間の事務の運用実績を踏まえて、リスク識別、分析を改めて実施した上で、組織的及び人的安全管理措置の強化と、平成30年9月28日に改正されましたマイナンバーガイドライン等を踏まえた記載内容の充実の観点から、評価書の記載の充実、新たに実施する事項の追記をしております。

組織的及び人的安全管理措置の強化として記載された主な内容としましては、54ページ



の下段を御覧ください。「3. その他のリスク対策」の欄に、理事長を委員長としまして、内部統制委員会等において個人情報保護、情報セキュリティ管理及び危機管理等の運用改善を図っていること等が明記されております。

また、改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた記載の内容の充実としまして、記載された主な内容は34ページを御覧ください。

7番の下段の「特定個人情報の保管・消去」の⑤物理的対策の下から2行目にサーバ室等の管理区域へ持ち込む機器等の制限、入退室時の確認について明記されております。

評価書の概要説明については、以上になります。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見もないようですので、引き続き審査に移ることとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 評価書の指針への適合性・妥当性につきまして、事務局による精査結果の主な内容を説明させていただきます。その上で評価書の審査をいただき、承認するかどうかをお伺いいたします。

それでは、資料5-2に基づきまして、審査表の説明をさせていただきます。

まず、目次でございますが、1ページから3ページ目までの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページ目以降、「個人番号管理ファイル」から「個人番号カード用管理ファイル」までの各項目については、入手、使用、保管、消去等特定個人情報ファイルの取り扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査を行っております。事務局において慎重に確認を行った結果、その記載内容についていずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、25ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、特定個人情報不正に集約されていないかどうか。

75番では委託に関わるリスク対策について記載させていただいております。所見としては、それぞれの内容が評価書に具体的に記載されており、審査結果に問題は認められないとしております。

続きまして、26ページの上段の「総評」を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も問題は認められない、または該当なしとなりましたので、「総評」として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としましては4点記載しております。

(1) として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2) として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3) として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4) として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。なお、本日委員会で御承認をいただきましたら、地方公共団体情報システム機構に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。よろしいでしょうか。

特に修正等の御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは地方公共団体情報システム機構の全項目評価書を承認することとします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、必要な手続を進めてください。よろしく申し上げます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料について、非公表の資料以外は準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を説明願います。

○青山総務課長 次回の委員会は、9月12日木曜日の10時30分から行う予定でございます。本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。